

構造改革特別区域推進本部
評価・調査委員会 教育部会（第32回）
議事次第

令和4年2月28日（月）
13：30～15：00
永田町合同庁舎7階 特別会議室

（議 事）

1. 開会
2. 令和3年度の評価について
 - ・特例措置番号834（835）
地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
3. その他
4. 閉会

（配布資料）

- 資料1 令和3年度の評価対象となる規制の特例措置一覧（教育部会）
資料2 特例措置番号834（835）の関連資料

- 参考資料1 評価・調査委員会委員名簿
参考資料2 評価・調査委員会専門部会委員名簿
参考資料3 構造改革特別区域基本方針（評価関連部分抜粋）

令和3年度の評価対象となる規制の特例措置一覧
(教育部会)

資料 1

所管省庁	特例措置番号	特定事業の名称	措置区分	特例措置の概要	過去評価時期	認定件数 (第55回認定まで)
文部科学省	834(835)	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業	法律	教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能にする。(公民館・図書館等の社会教育施設についても新たに権限委譲が可能に:平成21年5月)	平成27年度	1件

特例措置番号834(835)の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 1
- ② 調査計画の概要 2
- ③ 評価・調査委員会による調査結果【審議事項】 3
- ④ 関係府省庁による調査結果【審議事項】 13
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表（抄） 14
- ⑥ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル（抄） 15
- ⑦ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 18

地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業（特例措置番号834（835）） （平成19年4月措置（平成21年5月変更））

<これまで>

公立学校及び社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）の管理及び整備に関する事務については、教育委員会が管理・執行することとされている。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条、第22条等

<取り巻く環境の変化>

少子高齢化や過疎化に伴う社会福祉（児童、高齢者、障害者等）に係るニーズや都市部における働く人達の学習ニーズなど、地方公共団体が、地域における様々な需要に対応していく必要が高まっている。

地域における総合的な視野をもった首長の明確な責任の下、地域の特性に応じて、公の施設の一体的な整備・管理が可能となる。
（耐震化やバリアフリー化の計画的な整備、余裕教室の活用、施設の利用や管理の効率化など、学校施設や社会教育施設と、社会福祉施設など他の公の施設との複合化などが促進され、住民の便宜も向上する。）

<主な要件>

- 学校等施設及び公の施設の一体的な利用、又はこれらの総合的な整備の促進を図る必要があると認められること。
- 学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- あらかじめ、教育委員会の意見を聴くこと。

認定計画数： 1件（累計）
1件（令和3年3月末現在）

◎実際の取組事例



～遠野市民センター 学びのプラットホーム特区～
（平成21年11月認定）

実施主体：遠野市

遠野市は、昭和46年から市民センター構想の下、地域づくりと社会教育との連携により行政運営を行ってきた。また、近年の過疎化に伴う人口減少、少子高齢化の進行など、小規模自治体として一層効率的な行財政運営が求められている。

本特例措置により、効率的な行財政運営を図るとともに、一体的な施設の管理・整備により、教育活動と地域づくりとの更なる一体的な取組みを進め、市民一丸となって総合力が発揮される地域づくりを推進する。

②調査計画の概要

特例措置の番号	834 (835)
特例措置の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
措置区分	法律
過去の評価時期	H24 下、H27

1. 過去の評価結果の概要

H27 年度の評価においては、

- 評価・調査委員会による調査では、学校等施設の管理・整備について概ね実施済みであること、本特例措置の活用により教育委員会部局の人員削減やコスト削減等の効果があることが確認された。
- 関係省庁の調査では、構造改革特区法第 29 条の規定に基づく規則の整備が学校施設等で一部未措置であること、特区計画に記載された小学校への児童館併設事業が未着手であること、社会教育施設の利用者数が大幅に減少、施設管理費が増加しており少なくとも効果は見られないこと、地方公共団体の長が管理、執行することとされた事務について、実態上、教育委員会事務局の職員が補助執行や、市長部局との兼務発令により従来どおり行っており、特区の目標である「市長が公の施設の管理・整備を総合的に担当し、教育委員会は教育内容に専念できる環境を整える」体制になっていないとのことであった。
- 以上により、今後の対応方針として、関係府省庁及び事務局は認定地方公共団体に規則の整備を促すこと、小学校への児童館併設事業に係る実施見込みを確認すること、どのようにすれば全国展開の可能性があるかの検討、他の地方公共団体の活用ニーズ、地方公共団体の総合教育会議における本特例措置に係る議論について確認すること、確認・整理事項については、平成 28 年度に評価・調査委員会に報告することとされた。
- 確認が必要とされた項目について、事務局及び関係府省庁から平成 29 年 3 月、平成 31 年 3 月に報告があり、2021 年度に改めて評価を行うこととされた。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 平成 27 年度時点では特区法第 29 条の規定に基づく規則の整備が出来ておらず、また、特区計画上の事業が一部実施されていなかった。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 本特例措置の活用による社会・経済的效果、教育活動における支障・安全管理上の課題の発生状況、関係機関間・学校・地域における合意形成等の課題の有無、教育委員会が担うよりも効率的・効果的となった点について確認する。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

- 綾織小学校の遊休施設（旧綾織中学校特別教室棟）の取扱い状況について。
- 市長部局の職員が学校、公民館、図書館、博物館等を一体的に管理することに伴う、事務効率化の状況。（業務増に伴う市長部局職員の態勢、教育委員会における業務減、業務態勢の見直し状況など。）
- 利用者の満足度。

③調査結果の概要

特例措置番号	834 (835)
特定事業の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
措置区分	法律
過去の評価時期	H24 下、H27
調査対象の件数 (回収数)	1 件 (回答数 1 件)

1. 本年度の調査結果の概要

- 評価・調査委員会の調査では、本特例の活用により、市長部局が一括して予算を確保することから修繕等のスムーズな対応ができていたことが確認された。一方、学校側から見た場合には、修繕等の問い合わせをする場合に市管財担当と市教育委員会の両方に連絡を取る必要があり、学校側の負担増となっている可能性がある。
- 前回評価時（平成 27 年度）と比較して、管理費の減少等は見られていない。一方、社会教育施設の利用者数は、横ばいで推移している（コロナ禍の影響がある直近を除く）。
- 学校施設の目的外使用許可の権限が引き続き教育委員会にあることから、政治的中立性の問題は生じていない。
- 文部科学省の調査では、本特区の目標である「教育委員会が教育に専念できる環境の整備」や「遠野市の教育プログラムのより一層の充実」が達成できているとは評価し難く、行財政運営の効率化、経済的社会的効果の発現に至っているとも直ちに評価し難い。

2. 本年度の評価において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 学校側からみた場合、業務が輻輳し、負担増となっている可能性がある。
- 学校等の施設管理費は増加傾向にあり、また利用者も横ばい（直近を除く。）であることから、行財政運営の効率化、経済的社会的効果の発現は確認できなかった。
- 「構造改革特別区域法第 29 条第 2 項の規定により遠野市教育委員会の意見を聴くことに関する規則」に基づくと、教育委員会の意見を聴取する際には、事務の管理及び執行の目的や事務の内容を記載した書面を教育委員会に提出しなければならないが、文部科学省の調査では実際は担当者間での打合せのみをもって行っているとのことであり、手続上の瑕疵がみられた。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

- 評価・調査委員会の調査では、特例を活用したことによるプラスの側面（一括した予算確保）とマイナスの側面（学校側の負担増）が混在している。
- 文部科学省の調査では、遠野市における特区計画は完全に実施されておらず、部分的な運用が行われている現時点では、全国展開により発生する弊害の有無は判断できない。

番号	834 (835)
特定事業の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
措置区分	法律
特定措置の内容	教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能にする。 (公民館・図書館等の社会教育施設についても新たに権限委譲が可能に：平成 21 年 5 月)

<回答者>

都道府県	認定地方公共団体	特区の名称
岩手県	遠野市	遠野市民センター 学びのプラットホーム特区

【規制の特例措置に共通の質問項目】

1. 特定事業の概要など（発送数：1、回収数：1）

都道府県	認定地方公共団体	特区の名称	進捗段階	効果の発現
岩手県	遠野市	遠野市民センター学びのプラットホーム特区	2. 予定通りに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している

Q2. 特定事業の効果

<発現している効果の内容・理由>

学校施設の管理及び整備については、教育委員会及び市長部局が連携して教育環境の向上に向け事務を進めることができ、平成 25 年 4 月から、それまでの 8 校を 3 校に統合し現在まで至っている。

また、学校施設等の軽微修繕などは、市長部局が一括して予算を確保していることから、スムーズに対応できている。

そのほか、総合食育センターの整備により、学校給食の調理業務のほか、総合食育拠点としても利用されるなど、施設の効率的な運用が図られるなどの効果が表れている。

<経済的効果>

総合食育センターの整備によって、市内社会福祉法人による福祉弁当の調理場所としての活用や、高齢者のサテライト事業の昼食の調理場として活用されるなど、民間事業者の設備費用等の削減

<社会的効果>

市長部局にて学校等施設の子どもの適切な食習慣の定着、食育への関心や理解の醸成

Q3. 地方公共団体として果たしている役割

—

Q4. 地域の工夫

—

Q 5. 特定事業が成功するための鍵

市長部局と教育委員会の密接な連携

Q 6. 地域特有の条件による効果等

—

Q 7. 追加で緩和することが望ましい規制事項等

—

Q 8. 特定事業の将来に向けての展望等

—

⇒ **質問票 1**は以上です。**質問票 2**へ進んでください。

【規制の特例措置ごとに異なる質問項目】

＜地方公共団体への質問＞

Q 9. 事業を実施にすに当たって必要とされる規則の整備は、平成31年3月時点で終えたものと承知していますが、その後に当該規則の改正等が行われている場合には、改正時期、改正された規則、改正内容をご回答ください。

規則名	改正された内容
なし	なし

＜地方公共団体への質問＞

Q 10. 特区計画の実施により期待される経済的社会的効果の有無

- A 特区計画通りの効果が得られた
- B 特区計画通りの効果があったとはいえないが、ある程度の効果は見られた
- C 特に効果は得られなかった
- D 分からない（計画の事業が未実施であるため効果を検証できない場合を含む）

①学校等施設を含む公の施設の一体的な管理による効果

効果の有無	
B	公民館等の施設改修内容の平準化が図られたが、長寿命化等の改修により、大きな施設管理費の減少までには至らなかった。

②学校等施設を含む公の施設の一体的な整備による効果

効果の有無	
B	学校給食センターに地域の食育活動の拠点機能（総合食育センター機能）を持たせたことで、学校給食の調理業務のほか、（社福）遠野市社会福祉協議会が実施する独居老人宅への宅配事業等の拠点機能、高齢者のサテライト事業の昼食の調理場としての機能も有するなど、施設の効率的な運用がなされている。

③耐震化等施設整備の計画的な検討及び計画管理の集中による効果

効果の有無	
B	令和3年度に遠野市学校施設等長寿命化計画を策定し、施設の長寿命化を図るとともに予算の平準化等を図ることとしている。各公民館施設についても、各地域住民の活動拠点として、計画的な改修を実施している。

④効率的な行財政運営（二重行政の解消等）による効果

効果の有無	
B	第3次遠野市定員管理計画では、効率的で効果的な行政経営を目指し、職員の適正配置に努めることとしており、H28時点で300人であった職員数が令和2年には290人となり、人口減少や市民ニーズの変化に合わせたコンパクトな行政運営に取り組んできた。 ≪大綱計画値≫ H28：310人 R2：293人 ≪大綱実績値≫ 300人 290人 差引（実数値-計画値） -10 -3

＜地方公共団体への質問＞

Q 11. 学校等施設管理費の推移（平成21年度から令和2年度まで）（単位：千円）

	① 小学校 中学校	② 調理場	③ 図書館	④ 博物館	⑤ 幼稚園※1	⑥ 公民館※2
平成21年度	142,559	20,431,930	21,728	18,483	4,989,849	153,212,159
平成22年度	142,717	20,643,907	22,539	20,305	5,265,571	145,090,871

平成 23 年度	135,729	20,034,873	23,370	19,267	4,122,268	192,528,245
平成 24 年度	141,100	22,657,797	23,280	29,223	4,048,129	170,408,325
平成 25 年度	131,318	36,302,670	22,959	5,426	3,694,371	151,571,013
平成 26 年度	141,555	43,077,215	26,874	5,309	3,633,451	155,990,416
平成 27 年度	126,214	41,971,743	29,234	5,429	3,345,371	116,488,202
平成 28 年度	146,030	41,563,330	26,941	5,668	—	165,874,096
平成 29 年度	183,356	45,799,839	26,052	5,643	—	198,778,227
平成 30 年度	187,943	50,479,779	25,902	5,577	—	253,343,582
平成 31 年度 令和元年度	269,189	46,600,249	26,977	5,765	—	297,588,598
令和 2 年度	313,992	48,375,164	30,689	5,818	—	195,819,402

※1 ⑤幼稚園について、平成 28 年度から 3 園あった遠野市率幼稚園保育園を(社福)遠野市保育協会に運営移管したため、平成 28 年度以降は施設管理費未計上
 ※2 ⑥公民館について、H27 報告時の回答内容に公民館以外の施設管理費が含まれていたため、再度精査した。

<地方公共団体への質問>

Q 1 2. 社会教育施設の利用者数等の推移 (単位: 人)			
	① 図書館	② 博物館	③ 公民館※2
平成 21 年度	15,229	4,205	83,835
平成 22 年度	15,400	52,410	93,856
平成 23 年度	15,563	22,605	84,876
平成 24 年度	15,183	28,014	69,135
平成 25 年度	14,861	21,424	70,203
平成 26 年度	14,199	19,613	62,964
平成 27 年度	14,576	21,051	62,917
平成 28 年度	17,145	16,348	64,531
平成 29 年度	17,568	16,230	64,462
平成 30 年度	17,018	18,226	62,497
平成 31 年度 令和元年度	15,505	17,633	57,874
令和 2 年度	14,491	10,755	38,380

※遠野市統計書の数値を基に精査。

<地方公共団体への質問>

Q 13. 社会・経済的効果の内容

①学校施設	
効果	学校施設の管理及び整備については、中学校の再編を進める際、学校のみならず、地域も巻き込んだ検討の必要性から、教育委員会、市長部局が連携して教育環境向上に向けて事務を進めることができ、その結果、平成 25 年 4 月から、それまでの 8 校を 3 校に統合し現在に至っている。 また、施設の修繕においては、市長部局が一括して予算を確保することによって、特区認定以前より、軽微修繕などの対応がスムーズになったという効果があげられている。
②学校給食センター	
効果	総合食育センターの整備によって、学校給食の調理業務のほか、食育活動の拠点として、（社福）遠野市社会福祉協議会による福祉弁当の調理場所として活用され、市内の独居老人宅への宅配事業等の拠点としても機能している。さらに平成 29 年 6 月からは、高齢者のサテライト事業の昼食の調理場としても新たに活用されるなど、施設の効率的な運用が図られている。
③図書館・博物館	
効果	平成 21 年度に、翌年度の遠野物語発刊 100 周年事業に併せ、図書館・博物館の展示改装工事、機械設備工事、電気設備工事、昇降機設備工事などを行っており、この際、市長部局が中心となって施設整備を担っている。展示物のソフト部門については、教育委員会部局が進めるなど、連携した取組を行っている。 また、平成 22 年度の遠野物語発刊 100 周年事業の際には、市全体の取り組みとして特別展を開催し、産業振興部局と連携した PR 活動、教育委員会による児童生徒が参加する事業、市民企画による地域を巻き込んだイベントなどの企画立案によって連携を取りながら特色あるイベントを実施することが出来た。 その結果、改修前の平成 20 年に 22,470 人であった入館者数は、平成 22 年には 52,410 人と大幅な増加となった。しかし、翌年度の東日本大震災の発災により、入館者が大幅に減少し、現在も減少傾向が続いている。
④公民館	
効果	公民館は、特区認定以前から地区センターと併設する形で運営してきた歴史から、もともと連携した取組を行っているところであるが、特区によって、公民館施設の修繕や改修業務が市長部局で行われ、軽微修繕などは、管財担当が一括して予算を確保していることから、スムーズな対応が出来ている。

<地方公共団体への質問>

Q 14. 綾織小学校整備事業について、「計画策定当初は学校の改築に併せて綾織児童館を併設する予定だったが、地域を交えた検討の結果、小学校への併設は取りやめる方針となった」（平成 31 年 3 月時点）ものと承知しています。その後の状況（「方針どおり、児童館の併設は行っていない。児童館については、既存の建物を継続して利用。」など）についてご回答ください。

児童館の併設はせず、既存建物を継続して利用している。

<地方公共団体への質問>

Q 15. 綾織小学校の遊休施設（旧綾織中学校特別教室棟）は、「地元の地域づくり団体などからの活用希望を踏まえ、平成 31 年度から地域振興団体等へ貸し出しができるように環境整備を進めて行く予定」（平成 31 年 3 月時点）と承知しています。その後の状況について、具体的に何に活用されているのか、活用実績も含め令和元年度、2 年度及び 3 年度上半期の状況についてご回答ください。

令和元年度の状況
高齢者・地域活動スペースとしての改修はせず現状のまま、地域振興団体からの申請を受け、令和元年度から年度単位（4月1日～翌年3月31日）で地域振興団体への貸し出しを行っている。しかし、定期的な活動（体操教室、交流サロン等）での利用には至っておらず、施設管理に係る活動の実施にとどまっている。 ≪掃除等参加者数≫ 掃除：12人
令和2年度の状況
≪掃除等参加者数≫ 掃除：12人、物品搬入：5人
令和3年度の状況
≪掃除等参加者数≫ 掃除：5人

<地方公共団体への質問>

Q16. 現行制度では、教育委員会が所管する施設等の管理を首長部局が行う場合、その権限は、首長部局の職員等に委任されますが、当該特例措置においては首長が権限を持つこととなります。権限が首長部局の職員に委任される場合と比較して、首長の権限として明確化されることによる利点、本特例措置の活用により生じた市行政の変化（改善点等）について、具体的に記載してください。

予算の弾力的執行と施設改修内容の平準化が図られている一方、学校側からの問い合わせにおいては、内容によっては市管財担当と市教育委員会の両方に連絡を取る必要があり、学校側の負担増となっている可能性がある。

<地方公共団体への質問>

Q17. 教育委員会から市長部局に担当職員を異動し、市長部局が管理（施設整備、修繕等）する態勢を平成30年4月からとっているものと承知しています。これにより、どのような事務の効率化が図られているか、職員定数の変化、異動前と異動後における業務処理の流れの相違、具体的に教育委員会事務局から市長部局に移管された業務・作業内容、市長部局において他の行政財産も含め一体的に管理することで効率化された作業時間（書類の作成、連絡調整に係る時間の短縮など）についてご回答ください。

どのような事務の効率化が図られているか

市長部局が一括して予算を確保することによって、軽微修繕などの対応がスムーズになった。

職員定数の変化

R1年度には教育委員会部局と市長部局をあわせた職員定数が1名減とすることができた。なお、管財担当における職員定数が増加した要因は、R2年度以降に公共施設等総合管理計画の見直し及び推進を図るため、人員を拡充したことによるものである。

区分	H29	H30		R1		R2		R3	
			増減		増減		増減		増減
教育委員会	8	7	-1	7	0	7	0	7	0
管財担当 (市長部局)	4	5	+1	4	-1	5	+1	6	+1
計	12	12	0	11	-1	12	+1	13	+1

異動前と異動後における業務処理の流れの相違
<p>学校施設の修繕等に係る流れは以下のとおりである。</p> <p>《異動前》 学校→教委→現場（教委）</p> <p>《異動後》 学校→教委→管財担当→現場（教委+管財）</p> <p style="text-align: center;">※直接、管財担当に連絡が行く場合もある</p>
具体的に教育委員会事務局から市長部局に移管された業務・作業内容
<p>○小学校・中学校施設管理：小学校（11校）・中学校（3校）の施設管理…燃料費等の支出、施設警備等の委託、軽微修繕・修復工事等の発注等</p> <p>○小学校・中学校通学対策：小中学校のスクールバス業務の運行…運転業務の委託、老朽化したスクールバスの更新等</p> <p>○小学校・中学校施設整備事業：小中学校の校舎、屋内運動場、屋外施設、プール等の計画的な長寿命化改修等…改修工事の発注、補助金申請業務等</p>
市長部局において他の行政財産も含め一体的に管理することで効率化された作業時間（書類の作成、連絡調整に係る時間の短縮など）
<p>学校からの問い合わせの際、内容によって管財と教委の両方に出向く必要があり、学校側の負担となっている可能性がある。</p>

<地方公共団体への質問>

Q18. 教育における政治的中立性を担保するため、構造改革特別区域法第29条第2項では、「学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するもの」については、「認定地方公共団体の長はあらかじめ教育委員会の意見を聴かなければならない」とされています。貴市では、どのように運用しているのか、具体的な内容をご記入ください。

学校等施設の管理・整備においては、関係課等と事務調整のうえ、適宜対応している。

なお、「構造改革特別区域法第9条第2項の規定により遠野市教育委員会の意見を聴くことに関する規則」第3条の規定により、目的外使用の許可において、教育委員会の意見を聴くこととされている。

これは、現在、学校開放の一時的な利用に対する許可は学校長の事務として行われているが、市長となった場合、学校長が把握しない状態で許可をすることになるため、これを避けるための措置であるが、目的外使用許可の度に教育委員会に意見を聴かなければならず、現実的な取り扱いにならないことから、実現に至っていない。

<地方公共団体への質問>

Q19. 貴市では、学校等施設の目的外使用の許可、管理、整備についてどのような手続で対応、判断していますか。教育委員会の意見と相違する場合はありましたか。相違した場合には、どのように調整して対応しましたか。

学校開放に係る使用許可、一時的利用については、生涯学習スポーツ課が所管しており、申請を生涯学習スポーツ課が受理し、許可等の判断ののち、該当小中学校に利用内容等を周知している。

旧中学校体育館・工程についても同様に、生涯学習スポーツ課が所管している。

<地方公共団体への質問>

Q20. 貴市では、施設の一体的な管理・整備について、首長と教育委員会両者の合意形成を円滑に実施する工夫として、実施している対策はありますか。具体的な内容をご記入ください。

老朽化した校舎、屋内運動場、プール等の長寿命化整備、改修工事等をする場合には、建築年数、児童数、地域事情等も考慮し、教育委員会と事務調整の上、整備等を実施している。

<地方公共団体への質問>

Q21. 学校等の施設と他の公共施設との管理・整備を首長が一体的に実施することで、利用者の利便性の向上は図られましたか。また、施設を利用する市民の方々の評判は良くなりましたか。施設利用者へのアンケートを実施するなどにより、その結果も含め具体的にご記入ください。

学校開放は移管していない（教育委員会に残っている）ことから、市民等の利用者の利便性には影響がないものと思われる。

なお、アンケートは上記理由から実施していない。

<教育委員会への質問>

Q22. 教育における政治的中立性を担保するため、構造改革特別区域法第29条第2項では、「学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するもの」については、「認定地方公共団体の長はあらかじめ教育委員会の意見を聴かなければならない」とされています。政治的中立性を担保する上で、現行の規定だけでは不十分と感じる点がありますか。仮に不十分と感じる点がある場合には、具体的にどのような要件（措置）が必要と考えますか、具体的な内容をご記入ください。

不十分と感じる点は特にない。

<教育委員会への質問>

Q23. 教育委員会から出された意見と市の考えが相違する場合はありましたか。その場合、どのような調整が行われましたか。

特に相違はない。

<教育委員会への質問>

Q24. 学校等の施設の管理・整備を教育委員会が担わなくなったことにより、教育活動や学校の安全面などへの配慮の観点から、本特例措置を改善すべきと考えられる点がありますか。その内容について具体的にご記入ください。

教育活動や学校の安全面などについて、特に支障は出ていない。

<教育委員会への質問>

Q25. 学校等施設の管理・整備の事務作業を首長部局で行うことにより、教育委員会の業務が教育内容に特化され、教育内容を充実させる取組みが容易になった等の効果はみられたでしょうか。その効果について具体的にご記入ください。

軽微修繕等の事務処理は減少したが、業務移管に伴い職員も減少したことから、教育内容の充実にはあまり繋がっていないと感じる。

また、市長部局と教育委員会部局で各々確認作業が発生するなど、業務の重複があり、組織全体で見ただけでは業務量が増えている部分もある。

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

関係府省庁による調査結果

令和3年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 関係府省庁名	文部科学省
2. 特例措置番号	834(835)
3. 特定事業の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業

4. 弊害の発生に関する調査

① 調査内容	1. 本事業による弊害・効果及び本事業の運用状況等について書面による調査 2. 関連資料・データの検証
② 調査方法	書面による調査(調査票及び関連資料・データの収集)
③ 調査対象	認定地方公共団体(1件:岩手県遠野市)
④ 調査の実施時期	【書面による調査(調査票の配付・回収)】 ○配付:令和3年12月1日(水) ○回収:令和3年12月28日(火)
⑤ 調査結果	<p>遠野市の回答によれば、施設の効率的な運用や、施設の改修・修繕、コンパクトな行政運営等について一定の評価がされているが、例えば、教育委員会から「業務移管に伴い職員も減少したことから、教育内容の充実にはあまり繋がっていないと感じる。」との回答がされているとおり、本特区の目標である「教育委員会が教育に専念できる環境の整備」や「遠野市の教育プログラムのより一層の充実」が達成できているとは、評価し難いと考えられる。</p> <p>また、遊休スペースについては利活用が進んでおらず、学校等の施設管理費は増加傾向に、利用者については減少傾向にあるものが散見されることも踏まえると、行財政運営の効率化、経済的社会的効果の発現に至っているとも、直ちに評価し難いと考えられる。</p> <p>なお、特区計画においては、学校施設の目的外使用許可については、市長の権限とすることとされているが、目的外使用許可の権限は引き続き教育委員会が所管されていることが確認された。また、同じく市長の権限とされている学校施設の修繕等について、学校からの連絡が教育委員会を経由しているなど、引き続き教育委員会による関与が残存していることが確認された。</p>
⑥ 特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	上記のとおり、前提として、特に学校管理等の運用面で政治的中立性の観点から支障が生じないことが確認される必要があるが、当初の特区計画と異なり、目的外使用許可の権限は引き続き教育委員会が所管し、支障の有無の状況について判断することが困難である。
⑦ 全国展開により発生する弊害の有無	<p>当該特例措置の適用事例は本件1件のみであること、また、上記のとおり、特に政治的中立性の観点から支障の有無の状況について判断することが困難であることを踏まえると、現時点で、全国展開による弊害発生の有無について十分な判断をすることはできない。</p> <p>なお、「構造改革特別区域法第29条第2項の規定により遠野市教育委員会の意見を聴くことに関する規則」に基づく、教育委員会の意見を聴取する際には、事務の管理及び執行の目的や事務の内容を記載した書面を教育委員会に提出しなければならないが、実際は担当者間での打合せのみをもって条例等の改正等を行っているとのことであり、手続上の瑕疵が見受けられた。</p>

評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表(抄)

番号	834 (835)
特定事業の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条、第22条等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	学校等施設の管理及び整備に関する事務については、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行する。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校（学校教育法第1条に規定する学校をいい、大学を除く。）及び社会教育機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定する教育機関のうち社会教育に関するものをいう。）（以下「学校等」という。）の校舎その他の施設（以下「学校等施設」という。）並びに当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第244条第1項に規定する公の施設（以下単に「公の施設」という。）の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、学校等施設及び公の施設の一體的な利用（学校等施設を学校教育及び社会教育の目的以外の目的に使用することを含む。）又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条及び第22条の規定にかかわらず、当該学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校等施設については、同法第28条の規定は、適用しない。</p> <p>2. 認定を受けた地方公共団体について、学校の管理機関（管理者）として教育委員会のみを想定している社会教育法及び学校施設の確保に関する政令の規定に、当該地方公共団体の長を加える読替えを行う。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	<p>1. 認定を受けた地方公共団体の長は、その管理し、及び執行する学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2. 認定を受けた地方公共団体の長は、1. の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p>

834 (835) 地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業

1. 特例を設ける趣旨

学校及び社会教育機関（以下「学校等」という。）の施設（以下「学校等施設」という。）と他の公の施設の一体的な管理や整備をすることにより、学校等施設と公の施設との一体的な利用や、耐震化、バリアフリー化等の総合的な整備の検討が促進されることや、複合施設の安全点検や利用許可などの管理業務についても、複数業務を一元的に行うことで、住民の便宜や行政の効率性のより一層の向上ができることから、構造改革特区において、教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することについて、当該地方公共団体が、学校等施設及び公の施設の一体的な利用又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定の日以後は、当該学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行することができます。

この際、認定を受けた地方公共団体の長は、学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければなりません。

また、上記の規則を制定し、又は改廃しようとするときにも、認定を受けた地方公共団体の長は、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければなりません。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 「学校等施設の管理及び整備に関する事務」について

「学校等施設の管理に関する事務」としては、例えば、目的外使用の許可、維持修繕、安全点検、清掃等の事務が挙げられます。

また、「学校等施設の整備に関する事務」としては、例えば、施設の整備に係る計画の策定（整備目標の設定等）、施設の設計・整備事業の実施、

施設の複合化に係る施設の設計・整備事業の実施等の事務が挙げられます。
(学校等施設の設置及び廃止そのものに係る事務並びに人事管理及び運営管理は含まれません。)

(2) 「校舎その他の施設」について

学校に関しては校舎のほか、運動場、プール、体育館、給食施設等を、社会教育機関に関しては公民館のほか、図書館、博物館等の施設を指します。

(3) 「利用及び配置の状況」について

「利用の状況」としては、学校等施設については余裕教室等が十分に活用されているか、公の施設については住民のニーズが十分に満たされているか等が挙げられます。また、「配置の状況」としては、どのような学校等施設や公の施設がどこに配置されているか、複合化されていたり隣接して配置されていたりするか等一体的に利用を図る必要があるか、全体として住民のニーズを十分満たすものとしての配置状況になっているか等が挙げられます。

(4) 「その他の地域の事情」について

例えば、将来的な人口の減少や増加を見越して学校等施設の整備を緊急的に行わなければならない場合等、地方公共団体の長が一体的に事務を行うことが適切と考えられる状況が想定されます。

(5) 「学校等施設及び公の施設の一体的な利用」について

例えば、学校等施設に余裕教室等が生じている場合にこれを公の施設として活用し、複合施設として一体的に利用する場合や、学校等施設と公の施設が隣接して設置されている場合にこれらを一体的に利用する場合等において、学校等施設を学校教育及び社会教育の目的に使用することだけでなく、高齢者との交流スペース等教育以外の目的に使用することも想定され、具体的には様々なケースが考えられます。

(6) 「これらの総合的な整備」について

例えば、学校等施設と公の施設について一体的な計画を策定する等総合的な整備を行うことが想定され、具体的には様々なケースが考えられます。

(7) 「学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがない」について

例えば、学校等施設と公の施設の複合化を行う場合には、複合化する公の施設について教育活動へ悪影響を及ぼすような施設は避けるべきであり、また、学校等施設と公の施設の整備計画を一体として策定する場合にも、その地域における教育内容に関わる施策と学校等施設の整備は、齟齬をきたさないように行われるべきであると考えられます。

(8) 「学校等における教育活動と密接な関連を有するもの」について

例えば、基本的な施設整備計画の策定等が想定されますが、それぞれの地方公共団体において、地域の実情に応じて主体的に判断されるものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

(1) 以下の事項については可能な限り詳細に記載するようにしてください。

- ① 移譲の対象となる事務及び施設、並びにその理由
- ② 教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めた理由
- ③ 学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして教育委員会から意見聴取することとするものの内容及び範囲、意見聴取の時期及び手法等

(2) 認定後に策定することとなる地方公共団体の規則の案を可能な限り添付するようにしてください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	岩手県	遠野市	遠野市民センター 学びのプラットフォーム特区	遠野市の全域	<p>遠野市では、昭和46年から市民センター構想のもと、地域づくりと社会教育とが連携し行政運営を行ってきた経緯がある。また、近年の過疎化に伴う人口減少、少子高齢化の進行など、小規模自治体として一層効率的な行財政運営が求められている。</p> <p>そこで、本特例措置により学校等施設と公の施設の一体的な管理・整備を行うことによって、小規模でも効率的な行財政運営を図る。また、一体的な施設の管理・整備により教育活動と地域づくりとの更なる一体感が醸成され、市民一丸となって総合力が発揮される地域づくりを推進する。</p>	834(835)	・地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業	第21回 平成21年11月26日 認定

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(令和3年10月6日 現在)

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
いわさき くみこ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は委員長、○は委員長代理

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会専門部会 委員名簿

(令和3年10月6日 現在)

医療・福祉・労働部会

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
いわさき くみこ ○ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

教育部会

氏 名	職 業 等
いwasaki くみこ ◎ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授

※ ◎は部会長、○は部会長代理

地域活性化部会

氏 名	職 業 等
しまもと こうじ ◎ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ ○ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

構造改革特別区域基本方針（抄）

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定
令和 3 年 7 月 6 日最終改正

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針**(1) 基本理念****③ 評価の実施**

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、

特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 61 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

（２）提案の募集に関する基本方針

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用

し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

① 評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

② 評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認めら

れる場合

- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置

- b 全国で実施することとなった規制改革
 - c その他提案を実現するための措置
- イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常のプロセスと同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下

「ニーズ調査」という。)を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第47条第1項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の3か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の2か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

(6) 構造改革実現のための窓口機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

②国家戦略特区制度との連携

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第 5 条第 7 項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第 38 条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第 3 条第 4 項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記 2. (3) ② i) ア) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び 関係府省庁が自ら全国展開するとしたものについては、別表 1 から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表 2 として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表 2 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表 2 に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②拡充、是正又は廃止等をする事となった規制の特例措置

本部において 2. (3) ② i) ウ)、エ) 又はオ) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充するとしたものについては、別表 1 を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と改定される別表 1 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要

の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表1に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記(1)①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記(1)②と同様の取扱いを、その他のものについては上記(1)③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

(3) 透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。